

豊中市告示第69号

騒音規制法に基づく自動車騒音の限度に係る区域の区分

地方自治法第252条の26の3第1項の特例市の指定に関する政令の一部を改正する政令（平成12年政令第517号）により、平成13年4月1日に豊中市が特例市に指定されることから、騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令（平成12年総理府令第15号）の別表の備考の規定に基づきa区域、b区域及びc区域に該当する区域を次のとおり定め、同日から実施します。

平成13年3月30日

平成30年4月1日改正（豊中市告示第132号）

豊中市長 一色貞輝

(1) a区域に該当する区域

平成13年豊中市告示第66号（騒音規制法に基づく規制地域）により指定した地域（以下「指定地域」という。）のうち、都市計画法（昭和43年法律第100号）第2章の規定により定められた第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、田園住居地域、第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域

(2) b区域に該当する区域

指定地域のうち、都市計画法第2章の規定により定められた第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域並びに同法第8条第1項第1号に規定する用途地域の指定のない地域

(3) c区域に該当する区域

指定地域のうち、都市計画法第2章の規定により定められた近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域